

障第517号  
令和元年7月17日

各指定就労移行支援事業所運営法人代表者様  
各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者様  
各指定就労継続支援B型事業所運営法人代表者様  
各指定就労定着支援事業所運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「就労系福祉サービス事業所における難病のある人への  
合理的配慮マニュアル」について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知がありましたので、お知らせします。

各事業所におかれましては、本マニュアルを参考に、サービスの質の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○就労系福祉サービス事業所における難病のある人への合理的配慮マニュアル  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000527079.pdf>

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	山中
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		